

令和 5 年度第 1 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 0 月 2 4 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

①件 名
石巻市みなし特定公共賃貸住宅における対象地区の追加について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 半島沿岸部における市営住宅については、入居者の募集を行っても申し込みがなく、空き戸が常態化している一方、当該地区については民間賃貸住宅が不足しており、市営住宅の入居希望者が入居要件により入居できない状況が見られることから、石巻市みなし特定公共賃貸住宅入居取扱規則（令和 4 年 2 月規則第 4 号）を制定し、令和 4 年 3 月の定期募集からみなし特定公共賃貸住宅の入居者募集を開始した。</p> <p>【目的】 これまで、雄勝、北上、牡鹿地区に位置する市営住宅の一部を、みなし特定公共賃貸住宅として取扱うこととしていたが、荻浜地区も対象とし、将来的な入居希望に備え、当該地区への定住促進と地域活性化及び復興住宅の有効活用を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号） 特定優良賃貸住宅法（平成 5 年法律第 5 2 号） 石巻市営住宅条例（平成 1 7 年条例第 2 7 3 号） 石巻市特定公共賃貸住宅条例（平成 1 7 年条例第 2 7 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有〕・無】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 3 安全安心な公営住宅を提供する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 1 2 月 市内不動産事業者への地区別賃貸物権や家賃額に関する調査実施 令和 4 年 2 月 石巻市みなし特定公共賃貸住宅入居取扱規則制定 3 月 みなし特定公共賃貸住宅の入居者募集開始</p>
⑤主な内容
対象地区に荻浜地区を追加し、当該地区内の市営住宅を石巻市みなし特定公共賃貸住宅として使用することを可能とする。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 荻浜地区の市営住宅をみなし特定公共賃貸住宅として使用可能とすることにより、将来的な入居希望に備え、当該地区への定住促進と地域活性化及び復興住宅の有効活用が図られる。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
<p>県内：なし 陸前高田市：令和元年度より実施</p>
⑧今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和 5 年 1 2 月 石巻市みなし特定公共賃貸住宅入居取扱規則の改正 令和 6 年 3 月 荻浜地区の市営住宅についてみなし特定公共賃貸住宅の入居者募集を開始予定</p>
⑨その他
入居実績：雄勝 2 件、牡鹿 2 件